News Release

株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.

21-D-1387
2022 年 2 月 28 日

JCR サステナビリティファイナンス･フレームワーク評価
by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の年次レビュー結果を公表します。

イオンリート投資法人のサステナビリティファイナンス･フレームワークについてレビューを実施

評　価　対　象　：　イオンリート投資法人
サステナビリティファイナンス・フレームワーク

＜サステナビリティファイナンス･フレームワーク評価レビュー結果＞

総合評価	SU 1（F）
グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）	gs1（F）
管理・運営・透明性評価	m1（F）

1. 概要

JCR では、2020 年 10 月 27 日に、イオンリート投資法人の策定したサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）に対し、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価”SU 1(F)”を付与した。概要は以下のとおりである。

（以下、2020 年 10 月 27 日の評価レポートより抜粋）

イオンリート投資法人（本投資法人）は、イオン株式会社をスポンサーとする商業施設特化型の J-REIT。2012 年 11 月に設立され、翌年 11 月に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）に上場した。イオン・リートマネジメント株式会社（本資産運用会社）が本投資法人の資産運用業務を担い、本資産運用会社にはイオン株式会社が 100%出資をしている。現行ポートフォリオは全 43 物件（国内 41 物件、海外 2 物件）で構成され、3,955 億円（取得価格ベース）の資産規模[1]となっている。

本投資法人は商業施設等への投資を通じた人々の豊かな生活の実現と地域社会への貢献を理念としている。本投資法人は商業施設等を暮らしに欠かせない「地域社会の生活インフラ資産」として主な投資対象と位置付け、スポンサーグループが開発・運営する大規模商業施設を中心としたポートフォリオの構築により、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指している。

[1] 2022 年 2 月 28 日現在のポートフォリオは全 47 物件、取得価格 4,470 億円である。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

本投資法人は、資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社とともにイオングループの一員として CSR 活動に取り組んでいる。イオングループにおいては、「イオン サステナビリティ基本方針」において環境面および社会面での重点課題を掲げ、それらの具体的な取り組みとして店舗における温室効果ガス排出削減などを通じた脱炭素化への貢献や、災害発生時における避難場所や生活必需品の提供などを積極的に行っている。本投資法人は、持続可能な社会の発展に向けたイオングループ全体の方針である「イオン サステナビリティ基本方針」のもと、重点課題を設定し、各課題への対応を進めることで、サステナブル経営を推進している。本資産運用会社は、こうした理念や目標を実現するためには業務全般における ESG への配慮と、そのためのステークホルダーとの協働が重要であるとの考えに基づき、「サステナビリティに関する方針」を策定し、その実践を図っている。

今般の評価対象は、本投資法人が債券または借入金等の手段により調達する資金を、社会的便益および環境改善効果を有する資金使途に限定するために定めたサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）であり、本フレームワークが「グリーンボンド原則（2018 年版）」、「ソーシャルボンド原則（2020 年版）」、「サステナビリティボンド・ガイドライン（2018 年版）」、「グリーンローン原則（2020 年版）」、「グリーンボンドガイドライン（2020 年版）」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020 年版）」に適合しているか否かの評価を行う。

本フレームワークにおけるサステナビリティファイナンスによる調達資金の資金使途は、サステナビリティ適格クライテリア 1（グリーンプロジェクト）かつ 2（ソーシャルプロジェクト）を満たす不動産の取得資金ならびにこれらの資金のリファイナンスである。また、本投資法人は適格資産の選定にあたり、エンジニアリング・レポートの取得やオンサイト・デューデリジェンスの実施によって環境および社会に対する負の影響についての確認を行い、負の影響が存在する場合には影響が治癒された後に物件取得を行うなどによって、環境・社会的リスクを適切に特定し、回避・緩和策を講じている。JCR は本フレームワークで定めた資金使途について、環境改善効果および社会的便益が期待されるものであると評価している。

本フレームワークにおけるサステナビリティファイナンスの資金使途となるサステナビリティ適格資産の選定は本資産運用会社の投資委員会および本投資法人の役員会で決定されており、経営陣が適切に関与している。また、調達資金の管理にかかる監査が実施され、内部統制が図られている。さらに、本投資法人は環境改善効果および社会的便益にかかる年に 1 回のレポーティングを予定しており、開示項目についても適切なものとなっている。以上より、JCR は本フレームワークにおけるサステナビリティファイナンスについて、管理運営体制が確立されており、透明性も高いと評価している。

（以上抜粋終わり）

今般のレビューは、本フレームワークを参照して実行されるグリーンローンおよびサステナビリティローンに金利デリバティブ契約を付帯させることができるようになることおよびグリーンファイナンスにかかる適格クライテリアの一部変更を受けて行っている。本投資法人が本フレームワークで想定している金利デリバティブ契約は、単独の金融商品ではなく、ローン契約の金利部分を変換する目的で締結される。金利デリバティブ契約を締結する際は、必ず対象となるグリーンローンもしくはサステナビリティローンが存在すること前提となっていることから、JCR は、金利デリバティブ契約とローン契約を実質的に一体とみなすことができると評価した。また、本投資法人は、適格クライテリアにある改修工事の基準を変更している。JCR は当該変更が国際的な基準と照らし合わせて遜色ない水準であり、適切であると評価している。

この他、サステナビリティファイナンスの実行に関する管理・運営体制については、前回評価時に引き続き、強固な管理運営体制および高い透明性を確認した。

以上を踏まえ、今回のレビュー対象となるサステナビリティファイナンス・フレームワークは、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を”gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”SU 1(F)”とした。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

本フレームワークは、「グリーンボンド原則[2]」、「ソーシャルボンド原則[3]」、「サステナビリティボンド・ガイドライン[4]」、「グリーンローン原則[5]」、「グリーンボンドガイドライン[6]」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン[7]」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

[2] ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版
https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/Green-Bonds-Principles-June-2018-270520.pdf

[3] ICMA ソーシャルボンド原則 2020 年版
https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/social-bond-principles-sbp/

[4] ICMA サステナビリティボンド・ガイドライン 2018 年版
https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/Sustainability-Bonds-Guidelines-June-2018-270520.pdf

[5] LMA (Loan Market Association), APLMA (Asia Pacific Loan Market Association) , LSTA (Loan Syndications & Trading Association) グリーンローン原則 2020 年版
https://www.lma.eu.com/

[6] 環境省　グリーンボンドガイドライン 2020 年版
https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf （pp.14-47）

[7] 環境省　グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版
https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf （pp.48-89）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

2. レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

（1）調達資金の使途

サステナビリティファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、サステナビリティファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法から変更はないか。

（2）資金使途の選定プロセスに係る妥当性及び透明性

サステナビリティファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて変更はないか。

（3）資金管理の妥当性及び透明性

サステナビリティファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか。

（4）レポーティング体制

サステナビリティファイナンスにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトからもたらされた環境改善効果及び社会的便益が、サステナビリティファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法で適切に算定されているか。

（5）組織のサステナビリティへの取り組みについて

発行体の経営陣が環境問題および社会問題について、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

3. レビュー内容

（1）調達資金の使途

本投資法人では、本フレームワークを参照して調達できる商品について以下の通り定めていた。

イオンリート投資法人　サステナビリティファイナンス・フレームワーク（抜粋）

✓ グリーンボンドまたはグリーンローン（以下、「グリーンボンド等」）で調達された資金は、以下のグリーン適格クライテリア 1 または 2（グリーンプロジェクト）を満たす不動産の取得資金、改修工事資金、ならびにこれらの資金のリファイナンスに充当。サステナビリティファイナンスの投資対象となる適格クライテリア

・グリーン適格クライテリア 1

下記①～⑤の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済もしくは今後取得予定の物件

①DBJ Green Building 認証における 3 つ星、4 つ星、もしくは 5 つ星

②CASBEE 不動産評価認証における B+ランク、A ランク、もしくは S ランク

③BELS 認証における 3 つ星、4 つ星、もしくは 5 つ星

④LEED 認証における Silver、Gold または Platinum

⑤上記認証以外の第三者認証のうち、評価レベルが同水準の評価

・グリーン適格クライテリア 2

運用する不動産において、エネルギー効率、水の消費性能等、環境面で有益な改善を目的とした設備等改修工事（原則、従来比 10%以上の使用量削減効果が見込まれるものとする）。

✓ サステナビリティボンドまたはサステナビリティローン（以下、「サステナビリティボンド等」）で調達された資金は、以下のサステナビリティ適格クライテリア 1（グリーンプロジェクト）かつ 2（ソーシャルプロジェクト）を満たす不動産の取得資金ならびにこれらの資金のリファイナンスに充当。

（以下略）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

今般本投資法人は、以下の通りに本フレームワークを変更している。

イオンリート投資法人　サステナビリティファイナンス・フレームワーク（抜粋）

✓ グリーンボンドまたはグリーンローン**（同ローンに付随する金利デリバティブ契約（グリーンデリバティブ）を含む）**（以下、「グリーンボンド等」）で調達された資金は、以下のグリーン適格クライテリア 1 または 2（グリーンプロジェクト）を満たす不動産の取得資金、改修工事資金、ならびにこれらの資金のリファイナンスに充当。サステナビリティファイナンスの投資対象となる適格クライテリア

・グリーン適格クライテリア 1

下記①～⑤の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済もしくは今後取得予定の物件

①DBJ Green Building 認証における 3 つ星、4 つ星、もしくは 5 つ星

②CASBEE 不動産評価認証における B+ランク、A ランク、もしくは S ランク

③BELS 認証における 3 つ星、4 つ星、もしくは 5 つ星

④LEED 認証における Silver、Gold または Platinum

⑤上記認証以外の第三者認証のうち、評価レベルが同水準の評価

・グリーン適格クライテリア 2

運用する不動産において、エネルギー効率、水の消費性能等、環境面で有益な改善を目的とした設備等改修工事（原則、従来比 30%以上の使用量削減効果が見込まれるものとする）。

✓ サステナビリティボンドまたはサステナビリティローン**（同ローンに付随する金利デリバティブ契約（サステナビリティデリバティブ）を含む）**（以下、「サステナビリティボンド等」）で調達された資金は、以下のサステナビリティ適格クライテリア 1（グリーンプロジェクト）かつ 2（ソーシャルプロジェクト）を満たす不動産の取得資金ならびにこれらの資金のリファイナンスに充当。

（以下略）

今般の変更では、グリーンローンおよびサステナビリティローンに金利デリバティブ契約を付帯させることができるようになっている。また、グリーンファイナンスの適格クライテリアにある改修工事に関しては、エネルギー効率、水の消費性能等、環境面で有益な改善により実現する改善率を従来の 10%から 30%としている。

1. 金利デリバティブ契約の付随したローン

今般追加された金利デリバティブ契約は、本投資法人が一定の条件の下でローンを調達する際に付帯的に締結されるものである。本投資法人が本フレームワークで想定している金利デリバティブ契約は、単独の金融商品ではなく、ローン契約の金利部分を変換する目的で締結されるものであり、金利デリバティブ契約を締結する際は、必ず対象となるグリーンローンもしくはサステナビリティローンが存在することが前提となっている。以上の前提を踏まえ、JCR は、金利デリバティブ契約とグリーンローン契約またはサステナビリティローン契約を実質的に一体とみなすことができると評価した。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

なお、JCR は金利デリバティブ契約が本フレームワークに追加されることにより、グリーン適格クライテリアおよびサステナビリティ適格クライテリアに及ぼす影響はないと判断している。

2. 改修工事

従来、本投資法人はエネルギー消費量、エネルギー効率、水の消費性能等、10%以上の使用量削減効果が見込まれる設備等改修工事を対象としていた。今般、本投資法人は、本クライテリアの見直しを行い、30%以上のエネルギー消費量、エネルギー効率または水使用量の削減が可能な工事へと変更した。

日本政府は、2020 年 10 月に 2050 年までのカーボンニュートラルを宣言したほか、2021 年 4 月には 2030 年の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比 46%と大幅に修正した。2020 年 12 月に内閣府より公表された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においては、住宅・建築物産業が重要分野の 1 つとして挙げられ、ZEB・ZEH の普及拡大をはじめとした工程表が策定された。また、工程表内の目標達成のために省エネ改修の推進等を可能なかぎり進めていくとしている。これらによって、今後さらに脱炭素に向けた動きがより加速し、既存の不動産に関しても、省エネルギーへの取り組みなどがより一層求められることが予想される。以上の国内の動向およびグローバルで求められる水準より、JCR では改修工事によるエネルギー削減率について従来より高い水準である 30%とすることが本フレームワーク評価をより確固たるものにすると考えている。

（2）資金使途の選定プロセスに係る妥当性及び透明性

JCR では本フレームワークで定められた選定プロセスについて、初回評価時点において適切であると評価している。今般のフレームワークの変更対象に、選定プロセスは含まれていないことを JCR は確認している。

（3）資金管理の妥当性及び透明性

JCR では本フレームワークで定められた資金管理について、初回評価時点において適切であると評価しており、今回改訂された本フレームワークにおいて、大きな変更がないことを確認している。

今般の改定を踏まえ、今後本フレームワークを参照して実行できるローンに金利デリバティブ契約が付随するケースが想定されるが、JCR は本投資法人におけるグリーンローンおよびサステナビリティローンとしての資金管理体制を変更する必要がないと判断している。

（4）レポーティング体制

JCR では初回評価時に、資金充当に係るレポーティングおよびインパクト・レポーティングの体制が適切であると評価を行っている。今回改訂された本フレームワークにおいて、レポーティング体制に変更がないことを確認している。

なお、本投資法人では、本投資法人のウェブサイト内で、「サステナビリティファイナンス」に関するページを設けて本フレームワークおよび各種レポーティング（資金充当状況およびインパクト・レポーティング）を開示している。開示内容には、フレームワークで定めた項目が過不足なく含まれていることを JCR は確認している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

（5）組織のサステナビリティへの取り組み

本投資法人はスポンサーであるイオングループが開発・運営する地域に根付いた大規模商業施設を中心としたポートフォリオを構築している。また、本投資法人はイオングループと互いに好循環に至る良好な関係（ウィン―ウィン（WIN―WIN）の関係）を築き、投資主価値を最大化することを目指した運用を行っており、ESG に関しては、親会社であるイオンの方針に則して取り組んでいる。

a. イオンのサステナビリティに対する取り組み

イオンは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念のもと、「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指している。事業規模の拡大にともない、環境・社会への影響度が高まりつつある中、グループ全体でより積極的にサステナビリティ活動を推進し、「グループの成長」と「社会の発展」を両立させる「サステナブル経営」を実現していくために、イオンは 2011 年 3 月、イオングループにとってのマテリアリティをまとめた「イオンサステナビリティ基本方針」を策定・発表している（2018 年 9 月に最終改定）。

イオンサステナビリティ基本方針

〈環境面での重点課題〉
1） 脱炭素社会の実現
2） 生物多様性の保全
3） 資源循環の促進

〈社会面での重点課題〉
1） 社会の期待に応える商品・店舗づくり
2） 人権を尊重した事業活動の実践
3） コミュニティとの協働

環境面においては 1）脱炭素社会の実現に関して、環境面の重点課題への 3 つの挑戦として、「イオン 脱炭素ビジョン 2050」「イオン持続可能な調達方針・2020 年目標」「イオングループ食品廃棄物削減目標(2025 年)」を中長期的な目標として定めている。この中で、「イオン 脱炭素ビジョン 2050」は、2050 年までに店舗で排出する温室効果ガスを総量でゼロにすることを目指すとともに、「店舗」「商品・物流」「お客さまとともに」の 3 つの視点で、温室効果ガス排出削減に取り組み、脱炭素化の実現に貢献することを目的とするものである。また、イオン藤井寺 SC およびイオンタウン湘南で PPA[8]モデルを導入したり、卒 FIT 後の太陽光発電設備を保有する顧客から電力を買い取る新サービスを提供するなどして、再エネを利用した新しい取り組みを推進している。

社会面においては、1）にあるように、イオングループは、大型ショッピングセンターを全国各地で展開しており、社会の期待に応える商品の供給や店舗づくりだけではなく、有事の際には地域の災害支援拠点として機能を果たすことを小売業の使命として考えている。大地震や大規模水害の発生時には、各自治体と連携し、店舗を避難場所として開放することのみならず、自治体からの緊急支援物資要請に応じた生活必需品の調達・供給、電力・自衛隊などの災害復旧部隊の拠点の提供を行い、災害の復旧に貢献している。また、BCM（事業継続マネジメント）により、災害の発生に備えた対応を確立している。

以上より、イオンは環境・社会面における課題解決を目指しながら生活インフラとしての役割を果たすべく、取り組みを推進している。

[8] Power Purchase Agreement：事業者が電力需要家の敷地に太陽光発電システムを設置し、そこで発電した電力を需要家に販売する事業モデル。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

b. イオンリート投資法人のサステナビリティに対する取り組み

本投資法人は、持続可能な社会の発展に向けたイオングループ全体の方針である「イオン サステナビリティ基本方針」のもと、重点課題の設定および各課題への対応を行い、サステナブル経営を推進している。本投資法人の資産運用会社であるイオン・リートマネジメントは、業務全般における ESG への配慮と、そのためのステークホルダーとの協働が重要であるとの考えに基づき、「生活インフラ資産」としての保有物件の維持・管理に努めている。

本資産運用会社はイオングループとしての具体的な活動として、イオンモールやイオンリテールをはじめとするテナントとサステナビリティに関するディスカッションや、省エネルギーに関する共同での取り組みなどを行っている。また、本投資法人ではマテリアリティを特定しており、投資法人として環境、社会、ガバナンスで重要視する課題を開示し、具体的な環境問題および社会問題への貢献の姿勢を示している。

本資産運用会社においては、サステナビリティに関する方針や目標を実現するための具体的な施策についての審議を行うサステナビリティ推進部会が設置されており、最終決定権限者である部会長（代表取締役社長）を中心として省エネルギーなどの当年度の目標達成状況と施策の実施状況および次年度の目標と施策の内容などについて検討を行っている。財務・IR 部には新たにサステナビリティ専任担当が設置されており、サステナビリティに係る取り組みをよりきめ細かく取り組む体制が構築されている。また、外部の専門家・コンサルタントから ESG にかかる取り組みに関するアドバイスを受けており、社外の専門知識を積極的に活用している。

上記の取り組みおよび体制が奏功し、本投資法人は GRESB において総合スコアによる 5 段階の相対評価である「GRESB レーティング」において、2 年連続で最上位評価である「5 スター」を取得している。さらに、環境配慮やサステナビリティに関する取り組みについて「マネジメント・コンポーネント」および「パフォーマンス・コンポーネント」の両面で共に高い評価を受け、6 年連続で「Green Star」を取得している。

以上より、JCR では、イオンおよび本投資法人の経営陣が環境問題および社会問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

（参考）GRESB リアルエステイト評価について

GRESB とは、2009 年に創設された、実物資産（不動産・インフラ）を保有、運用する会社の ESG への配慮度合いを測定し、評価するベンチマーク及びそれを運営する組織を指す。Global Real Estate Sustainability Benchmark の頭文字をとったもの。2016 年から評価結果は 5 段階で示されている（5 スター、4 スター、3 スター、2 スター、1 スター）。優れた取り組みを行う会社には、5 段階評価とは別に「グリーンスター」を付与している。J-REIT からは 2021 年現在で 55 投資法人が評価に参加している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

4. レビュー結果

前項に記載した事項を検証した結果、本フレームワークの内容は、変更された部分を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトにおいて高い環境改善効果および社会的便益が期待できるものであることを JCR は確認した。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理･運営･透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性･ソーシャル性評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

（担当）菊池　理恵子・川越　広志

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制及び透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきサステナビリティファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCRのホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「サステナビリティファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR のサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンス・フレームワークの下起債される個別債券にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- 環境省　グリーンボンド外部レビュー者登録
- ICMA（国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録）
- Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候変動イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- 信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
- EU Certified Credit Rating Agency
- NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.